

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年6月29日

規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第2条 省令第13条の規定により省令第5条（省令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令第3条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。））を添えて、市長に申請しなければならない。（特定建築物についての報告）

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が省令第5条の軽微な変更該当していると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書（様式第2号）に同項の副本及びその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

(法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物についての報告)

第3条 法第15条第1項の規定による報告は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（様式第3号）により行うものとする。

(要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出)

第4条 法第11条第3項又は第12条第4項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通

知書に係る要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

（法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る基準適合命令等）

第5条 法第13条第1項の規定による命令は、基準適合命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による要請は、基準適合要請書（様式第6号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知の取下げ）

第6条 法第11条第1項若しくは第2項の規定による提出又は法第12条第2項若しくは第3項の規定による通知をした者は、当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画（提出・通知）取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書）

第7条 省令第20条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

（1） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）又は複合建築物である場合にあっては、住宅の規模等を示す建築物別概要書（様式第8号）

（2） その他市長が必要と認める図書

（建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等）

第8条 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）又はその写しを市長に提出しなければならない。

2 法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知は、建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）通知書（様式第9号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、当該適合判

定通知書又はその写しを法第 30 条第 3 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

(認定をしない旨の通知)

第 9 条 市長は、法第 30 条第 1 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（様式第 10 号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況についての報告)

第 10 条 法第 32 条の規定による報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第 11 号）により行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第 11 条 市長は、法第 34 条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（様式第 12 号）により、当該取消しに係る認定建築主（法第 31 条第 1 項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）であった者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第 12 条 省令第 28 条の規定により省令第 25 条の軽微な変更に応当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書（様式第 13 号）の正本及び副本に、それぞれ省令第 26 条において読み替えて適用する省令第 20 条第 1 項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が省令第 25 条の軽微な変更に応当していると認めるときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による軽微変更該当証明書（様式第 14 号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて当該申請をした者に交付するものとする。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事完了報告)

第 13 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出等)

第 14 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能

の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書(様式第16号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該認定に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すものとする。

3 第11条の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(改善命令)

第15条 法第33条の規定による命令は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物に係る改善命令書(様式第17号)により行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の取下げ)

第16条 法第29条第1項又は省令第26条の規定による申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請取下届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(認定建築主の変更)

第17条 認定建築主が、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物又は住戸を譲受人に譲り渡したときは、当該認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、名義変更届(様式第19号)に当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定書を添えて行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

- 4 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する講ずべき措置に係る改正前の大津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に規定する事務については、なお従前の例による。